地域消費者協会の法人化に関する調査結果について

１　調査概要

（１）調査目的

任意の団体である消費者協会が法人格を取得することは、社会的信用が高まるとともに、消費生活相談を含む幅広い積極的な活動が行いやすくなり、有効なものと考えられることから、道内各地域の消費者協会の中で、法人格を取得して積極的に活動している地域協会の取組事例を集約し、法人化による効果やメリット等について広く紹介することを目的に調査を実施した。

（２）調査対象

道内の法人格を有する以下の消費者協会（７団体）

一般社団法人	北海道消費者協会
	旭川消費者協会
	北見消費者協会
	帯広消費者協会
公益社団法人	札幌消費者協会
特定非営利活動法人	函館消費者協会
	白老消費者協会

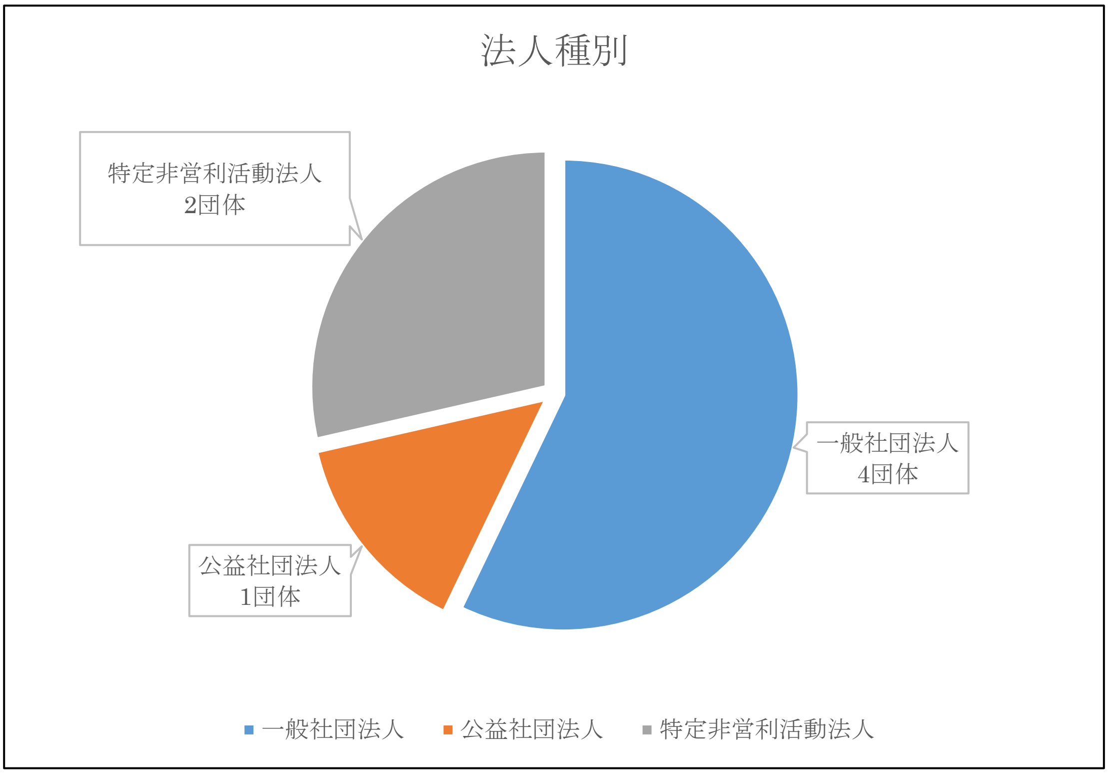

（３）調査期間

平成 28 年 12 月～平成 29 年１月

（４）調査方法等

調査票を各法人に送付し、電子メール又は FAX により回答を得た。一部は電話により聞き取りを行った。（回答率 100%）

２　調査結果

（１）法人化に要した期間

・法人化の検討を開始してから、総会等で決定し登記が完了するまでの期間は、道内で最初に法人化された団体で７年以上である。
・最近の例では１～２年程度で法人化が達成されている。
・１年以内で法人化された例も２団体見られる。

（２）法人化に要した費用

・法人化に要した費用は最大でも 30 万円程度。内訳は司法書士への委託費等。
・その他の団体は総会等に要した費用として１万円～15 万円。
・全ての手続を団体事務局が自ら行ったため、特段の費用は発生していないと回答した団体が複数ある。
・これに関連し、道内の消費者協会で先行して法人化した団体の定款を当該団体ホームページから入手し、参考にしたとの回答がある。

※巻末に【参考１】としてホームページで定款を入手できる道内消費者協会の一覧を掲載

（３）法人化の理由

・団体における責任体制の確立や内部体制の強化を理由に挙げる団体が多い。
・団体において今後どのような事業展開を図るかを検討した結果、法人化に踏み切ったとの回答を寄せた団体がある。
・対外的にも社会的信用を高める必要があるためとの回答もある。
・消費生活相談業務を市町村から受託するために法人化を図ったとの回答が２団体からある。（消費者安全法の改正により受託者に一定の基準が設けられたことへの対応を法人化の理由として挙げている団体もある。）

※巻末に【参考２】として消費者安全法等の該当条文を掲載

（４）法人化のメリット

・各団体とも、社会的な信用が高まったことを第一に挙げている。

・これにより地元市町村から消費生活相談業務を受託した、消費生活センターの管理運営を受託できたとの回答がある。
・法人化により団体事務所を消費生活センターに置くことができるようになったとの回答もある。
・法人化に伴い、各種規程を整備したことにより団体運営の透明化、明確化が図られたことをメリットに挙げる団体も複数ある。
・質の高い事業内容を維持する意識が高くなったなど職員の意識向上にもつながったことをメリットとする回答もある。

（５）法人化のデメリット

・特にデメリットはなく、積極的に法人化すべきとの意見が多い。
・会計規則など団体運営のルールが煩雑となったことや登記事項の変更があった際の届出が必要となったことをデメリットとする回答があった。
・理事や監事の法的責任を考えると人選に配慮が必要となったことを挙げる団体もある。
・法人の種別によっては監督官庁への書類提出が必要であることをデメリットとしている団体もある。一方で、これらは法で求められており、実施しなければならないことであるとの回答もある。

（６）法人化を目指す団体への意見、アドバイス、留意点等

・NPO、一社、など法人格のメリットデメリットを比較するのではなく、それぞれの団体が将来を踏まえて今後の方向性を十分に議論することが重要。その結果により、どの法人格を選ぶのかが決まる。
・行政との連携や地域住民の認知度･信用性向上の視点から法人化が望ましい。
・最初は手間がかかるが、法人化で得られるメリットは大きい。
・法人運営の人材確保とチェック体制を設けること。
・消費生活相談業務など行政から受託業務を行う団体は法人化が必要。
・協会の世代交代を進めるためにも法人化により組織の再構築と事務の近代化が必要。これにより新たな会員の取得と協会活性化を目指すことができる。

【参考１】

定款をホームページで公開している消費者協会

① 一般社団法人 北海道消費者協会
http://www.syouhisya.or.jp/index.html
② 一般社団法人 旭川消費者協会
http://www16.plala.or.jp/asahikawa-shokyo/
③ 一般社団法人 帯広消費者協会
http://www.oca.or.jp/index.php
④ 公益社団法人 札幌消費者協会
http://www.sapporo-shohisha.or.jp/
⑤ 特定非営利活動法人 白老消費者協会
http://shiraoisyouhisyakyoukai.web.fc2.com/

※特定非営利活動法人に関しては、内閣府の「内閣府 NPO ホームページ」からも定款を確認することができます。
・特定非営利活動法人 白老消費者協会
https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/001000702
・特定非営利活動法人 函館消費者協会
https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/001001157

【参考２】

〇消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）

（消費生活相談等の事務の委託）

第八条の二　都道府県は、前条第一項第一号に掲げる事務（市町村相互間の連絡調整に係る部分を除く。）及び同項第二号から第五号までに掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

２　市町村は、前条第二項各号に掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

３　略

〇消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号）

（消費生活相談等の事務の委託を受ける者に関する基準）

第七条　消費者安全法 （以下「法」という。）第八条の二第一項 に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に委託を受ける事務を実施できるものであって、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法 （平成十年法律第七号）第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他都道府県知事が適当と認める者であること。

二　三　四　略

２　法第八条の二第二項 に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に委託を受ける事務を実施できるものであって、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他市町村長が適当と認める者であること。

二　三　四　略

資料編

１．新公益法人制度における設立手続等

北海道総務部法務･法人局法人団体課のホームページに各種手引き、様式が掲載されているので参考にしてください。

法人･団体課のホームページ（公益法人のページ） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/kouekihoujin.htm

なお、一般社団法人･一般財団法人に係る手続については、法務局のホームページに各種手続の説明や様式が掲載されています。

法務局のホームページ（商業･法人登記申請手続） http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html

２．特定非営利活動法人における設立手続等

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課のホームページにＮＰＯ法人の手引きや様式が掲載されているので参考にしてください。

道民生活課のホームページ（ＮＰＯ・協働のページ） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/npo-kyoudou.htm